

アートエコシステム基盤形成促進事業委託要項

令和5年3月29日
文化庁次長決定
令和6年6月26日
一部改正

1. 趣 旨

我が国に所在する美術品について、美術館・博物館における所蔵品の管理方法や売買歴等の来歴情報の取り扱いの標準化をはじめとする管理の適正化を図るとともに、我が国において美術品が資産として適切に扱われ、国内市場の活性化に資する状況の創出に向け、美術品の価格や来歴情報の蓄積や美術品に係る鑑定評価の信頼性を高めるための取り組みと美術品市場に関連する調査を実施する。

2. 委託業務の内容

- (1) 美術品情報の分散管理による管理適正化に関する業務
- (2) 公的な鑑定評価制度の運営に向けた基盤整備・実証・調査・広報等業務
- (3) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (4) その他上記(1)から(3)の業務に付随して必要となる業務

3. 業務の委託先

委託先は、次の(1)又は(2)の要件のいずれかを満たす我が国の団体（以下、「実施団体」という。）とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体
 - ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費及び一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定めに従ったとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (3) 委託費の支払いは、原則として精算払いとする。但し、文化庁が必要と認めた場合に限り、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。